

00843

鳥取縣公報

訓令

昭和二十四年七月八日
第二千二十六号 金曜日

本書ノ七、ミサハ國定規格 A5判

第三條 大藏省物品会計官吏より物品の送付を受けた縣
物品会計官吏又は分任物品会計官吏はこれを点検して

直ちに管下の警備員に貸与しなければならない。

第四條 分任物品会計官吏より物品の貸与を受けた警備
員は直ちに第三号様式に依る物品貸与簿に捺印しなけ
ればならぬ。

第五條 貸与期間は各物品の貸与を受けた日より満二年

とし二年を超えるときは制帽、警棒、胸章、腕章を除
き、これを本人に支給するものとする。

第六條 前條貸与期間中に轉免、死亡、その他により警
備員がその職を離れた場合は貸与物品は返納するもの
とする。但し殉職した場合はこの限りではない。

第七條 この物品を貸与期間中に警備員が自己の不注意
によりき損、亡失したときは、同人に賠償せしめるも
のとする。

◇鳥取縣訓令甲第十二号
連合國財產警備員被服及び警備用具貸与規程を次のよう
に定める。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西尾愛治

連合國財產警備員被服及び警備用具貸与規程

第一條 鳥取縣終戦処理費等物品出納規程に基き連合國
財產警備員（以下單に警備員といふ）に貸与する物品

の取扱は總てこの規程による。

第二條 警備員に貸与する被服及び警備用具（以下單に
物品といふ）と称するは制服、外套、雨外套、盛夏略
衣、制帽、懷中電灯、警棒、警笛、胸章、腕章の十点
をいう。

00846

一、建築線の延長及 延長五〇、〇米 距離四、三五米
建築線間の距離 同 七九、〇米 同 四、〇米

一、図面 (省略)

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築
線を指定した。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、申請人の住所氏名 鳥取市梶川町四五ノ二
清 水 利 吉

一、指定の場所 鳥取市梶川町四五番地

一、建築線の延長 一六、〇米

一、建築線間の距離 四、〇米

一、図面 (省略)

◆鳥取縣告示第三百五十九号

昭和二十二年鳥取縣規則第四十五号災害復旧耕地業事補

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第三百六十号

昭和二十三年三月鳥取縣告示第百三十五号中三、登録番
號五、營業所又は事業場の位置の事項を次のように変更
紛失により無効とした。

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第三百六十一号

昭和二十三年三月鳥取縣告示第百三十五号中三、登録番
號五、營業所又は事業場の位置の事項を次のように変更

し交付した。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

三、登録番号 第十四号

五、營業所又は事業場の位置

米子市内町六十七番地

◆鳥取縣告示第三百六十二号

鳥取縣大山國立公園運營委員會規程を次のように定める。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣大山國立公園運營委員會規程

第一條 鳥取縣大山國立公園運營委員會（以下單に委員會といふ）は鳥取縣林務課内に置く

第一條 委員會は、大山國立公園の運營に關して、重要な事項を調査審議するものとする。
第三條 委員會は、委員長一名、副委員長一名、委員二十名以内をもつてこれを組織する。

幹事並びに書記は、上司の指揮を受けて庶務を整理する。

第七條 委員會は、委員長がこれを招集する。但し委員から要求があつた場合は、委員長は委員會を招集しなければならない。

第八條 委員會の議事は出席委員の過半数によりこれを決する。

第九條 この規程に定めるものゝ外重要な事項について
は、委員長は、委員會に諮つてこれを決定する。

鳥取縣公報 第二千二十六號 昭和二十四年七月八日

附 則

この規程は公布の日から施行する。

00848
◆鳥取縣告示第三百六十九号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により八頭郡若櫻町長の候補者につき當書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十四年七月八日から
同 年同月十二日まで

正

誤

昭和二十四年六月七日鳥取縣告示第二百八十五号中次の

よう正誤する。

訂正箇所

誤

正

三三三頁上段 六九七春日村内田正代 六九七春日村松崎とら

◆鳥取縣告示第三百六十四号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により東伯郡北谷村長の候補者につき當書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣公報

(昭和四年四月六日
第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所

昭和二十四年七月八日

鳥取縣公報

(昭和四年四月六日
第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所

昭和二十四年七月八日

鳥取縣公報

(昭和四年四月六日
第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所